

薬生衛発1216第1号
令和元年12月16日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（公印省略）

生衛業受動喫煙防止対策助成金について（周知の協力依頼）

令和2年4月1日より健康増進法の一部を改正する法律が全面施行されます。

これまで、各都道府県労働局において、労働者災害補償保険の適用事業主を対象に喫煙専用室の設置等に必要な経費の一部助成（以下「受動喫煙防止対策助成金」という。）を行ってきたところです。

今般、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターが受動喫煙防止対策事業として、受動喫煙防止対策助成金の対象とならない生活衛生関係営業者に対し助成金（以下「生衛業受動喫煙防止対策助成金」という。）交付事業を行うこととなりました。

つきましては、生活衛生関係営業者に対して、各都道府県生活衛生営業指導センターにおいて生衛業受動喫煙防止対策助成金の申請を受付けていること等を周知しているところですが、各都道府県等におかれましても貴管下の保健所等において別添のパンフレットやホームページを活用した周知等にご協力いただくようお願いいたします。

また、受動喫煙防止対策助成金につきましても、別添をご参照いただき、併せて事業者等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省健康局健康課から各都道府県等の健康増進（受動喫煙対策）担当課に当該助成金について情報提供する旨を申し添えます。

〔別添〕

- 生衛業受動喫煙防止対策助成金パンフレット
- 受動喫煙防止対策助成金パンフレット